

長時間労働を行う医師への面接指導のポイント

- 2024年4月から、全ての医療機関で、長時間労働を行う医師への面接指導の実施が義務化されました（医療法、労働基準法）。
- 将来にわたって質の高い安全な医療を提供していくためにも、面接指導を確実に実施し、医師の心身の健康を確保ていきましょう。

【面接指導の対象となる医師（面接指導対象医師）】

- ◇1ヶ月100時間以上の時間外・休日労働が見込まれる医師が対象です。
- ◇A水準の医師であるか、特例水準の医師であるかを問わず対象となります。
- ◇自院だけでは1ヶ月100時間に満たない場合でも、副業・兼業先の労働時間を通算して1ヶ月100時間以上になることが見込まれる場合には対象になります。

【必要な面接指導を実施していない場合】

- ◇医療法では、
 - ・医療法第25条第1項に基づく立入検査で実施状況が確認され、指導や改善命令の対象となります。改善命令に従わない場合は罰則の対象となります。
- ◇労働基準法では、
 - ・労働基準法第141条第3項の違反として労働基準監督署による指導や罰則の対象となります。

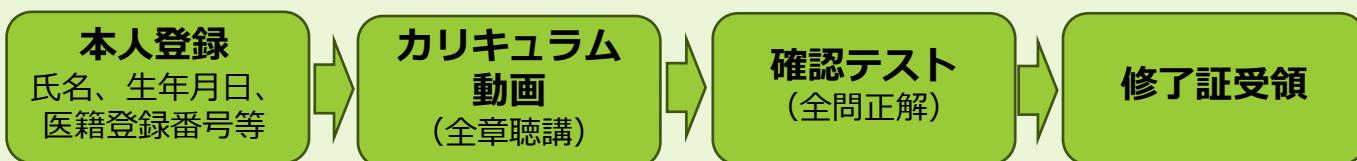
【面接指導実施医師の確保】

- ◇面接指導実施医師になるためには、面接指導実施医師養成講習会（オンライン）を修了していただく必要があります。

【面接指導実施医師養成講習会カリキュラム】

- 1.総論・法制論：労働基準法・労働安全衛生法・医療法の概要、面接指導を行う上の留意点等
- 2.健康管理：長時間労働の医師の現状、過重労働が健康に与える影響、慢性睡眠不足の影響等
- 3.追加的健康確保措置：追加的健康確保措置の概要、面接結果の実践的活用等
- 4.面接指導の実際（ロールプレイ動画）
- 5.意見書作成と環境調整：意見書作成の実際、職場環境調整への意見等

【オンライン講習会の流れ】



※講習会はこちらのホームページよりいつでも無料で受講できます。

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

※自院以外の医師が面接指導実施医師になることも可能です。自院で面接指導実施医師の確保が難しい場合には、近隣の医療機関と連携し、効率的かつ効果的に面接指導を実施するような体制整備の工夫も考えられます。

医師の副業・兼業時の労働時間の上限

医師の労働時間は、「自院で把握した医師の労働時間」と「医師からの自己申告等で把握した他の医療機関での労働時間」を通算する必要があります。

副業・兼業を行う医師の適切な労務管理が行えるよう、医療機関においては、副業・兼業先における勤務予定や労働時間を把握するためのルールや手続きを明確化するとともに、各医師においても、各医療機関に副業・兼業先における労働時間を適切に申告してください。

- 医師が他の医療機関で副業・兼業を行った場合、労働時間は通算されます。
- 各医師について、各医療機関での労働時間を足し合わせ、時間外・休日労働時間を、以下の表に記載されている上限の範囲内としてください。

自院での 適用水準	副業・兼業先での 適用水準	その医師の 年の上限時間
A水準	A水準	960時間
A水準	特例水準 (連携B・B・C水準)	1,860時間
特例水準 (連携B・B・C水準)	A水準	
特例水準 (連携B・B・C水準)	特例水準 (連携B・B・C水準)	

【留意点】

- ◇医師が他の医療機関で副業・兼業を行う場合も、その医師の自院における時間外・休日労働時間は、自院の36協定の範囲内とする必要があります。
- ◇副業・兼業先での労働時間を通算して、医師の時間外・休日労働が1か月100時間以上となることが見込まれる場合には、長時間労働医師への面接指導を実施してください。

※「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等、副業・兼業時の具体的な労働時間の通算方法等について知りたい方はこちらホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



9月・10月の活動報告



個別支援・相談対応 < 15 件 >

和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ピッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間: 平日9時~17時(土曜・日曜・祝日・12/29~1/3を除く)

TEL: 073-488-5131 FAX: 073-424-5676

E-mail: wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします